

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(徳島県指定 第3671000085号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	6
7. 緊急時の対応方法について.....	7
8. 事故発生時の対応について.....	7
9. 苦情の受付について.....	7
10. 個人情報について.....	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 勝寿会
- (2) 法人所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
- (3) 電話番号 0885-42-3700
- (4) 代表者氏名 理事長 庄野光昭
- (5) 設立年月 平成3年3月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法の趣旨にしたがい利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 事業所の名称 オレンジ荘在宅介護支援センター  
平成24年6月1日指定 徳島県第3671000085号
- (4) 事業所の所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
- (5) 電話番号 0885-42-3966
- (6) 事業所長（管理者）氏名 廣岡 誠二
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 職員は、法の基本理念である人権を尊重し、敬愛、奉仕の精神に徹して資質の向上に努める。
  - 2. 生活援助は「和」を基調とし、話し合い、信じ合い、助け合い実践して「生活の場」づくりに努める。
  - 3. 利用者の援助あるいは介護に止まらず、地域住民にサービスを提供することに努め、老人福祉に寄与する。
  - 4. 利用者への介護支援の提供にあたっては、公正・中立を遵守し、関係機関や他職種との連携を図るよう努める。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 勝浦町
- (2) 営業日及び営業時間（緊急時は24時間常時連絡が可能な相談体制を取っています）

営業日	月曜から金曜日（8月14日から16日、12月29日から1月3日、祝祭日を除く）
受付時間	月～金 8時45分～17時45分
サービス提供時間帯	月～金 8時45分～17時45分

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算(※1)	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1		1	運営管理
2. 主任介護支援専門員	2以上		2以上	
3. 介護支援専門員(※2)	5以上		5以上	居宅支援サービス

(※1)常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、

常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

(※2)主任介護支援専門員2名を含む。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第9条、第10条参照)

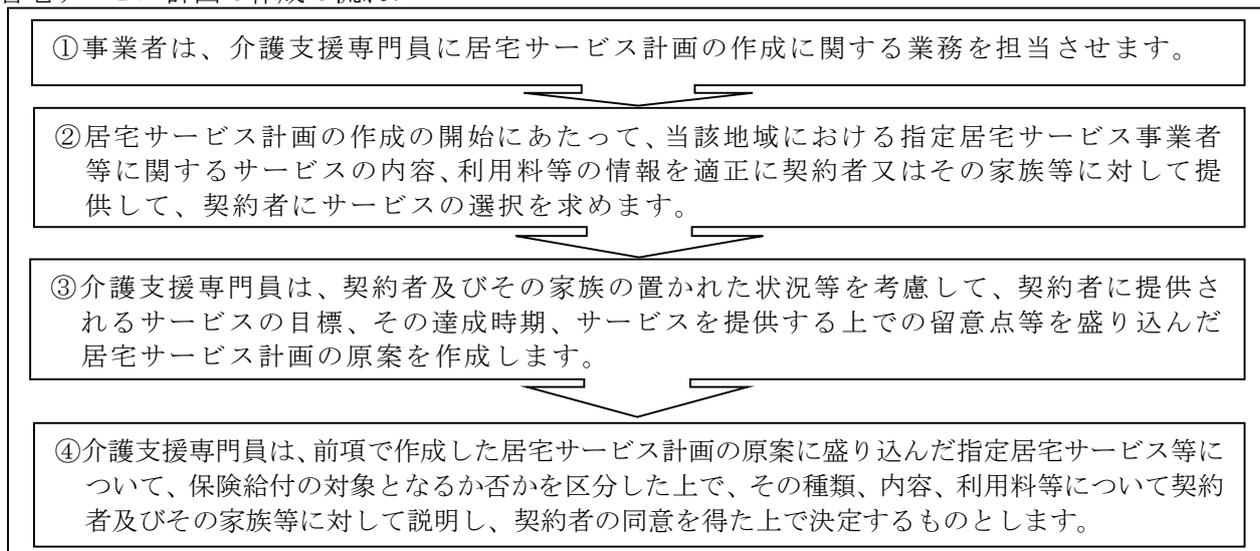
<サービスの内容>

##### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行い、ご契約者は介護支援専門員に対して居宅サービス事業所等の紹介や選定理由、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る為、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は別紙のとおりです。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

### 居宅介護支援費（1月につき）

要介護度1・2（I i 1）	要介護度3・4・5（I i 2）
10,860円	14,110円

初回加算 3,000円

- ① 新規に居宅サービス計画を策定した場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合
- ③ 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

特定事業所加算（I） 5,190円

特定事業所加算（II） 4,210円 ※別紙参照（算定要件）

入院時情報連携加算（I） 2,500円

- ①利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）

入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円

- ① 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）

退院・退所加算

- ① 6,000円（カンファレンス参加有 I 2）  
② 4,500円（カンファレンス参加無 I 1）

医療機関や介護保険施設等を退院又は退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定できます。

ただし、3回算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等の会議（退院カンファレンス等）に参加した場合に限ります。

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

- ① 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合（モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求に必要な準備が行われた場合）

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,000円

複合型サービス事業所連携加算 3,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円

通院時情報連携加算 500円(月に1回)

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録が必要。

(2) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第8条参照）

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

### (3) 利用者が医療機関に入院する場合の依頼

利用者が病院または診療所に入院する場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えてください。

### (4) 感染症や災害への対応力強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施します。

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められるように、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めます。

### (5) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、虐待防止のための研修を定期的の実施し、虐待防止のための担当者を置

きます。

(6) ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

7. 緊急時の対応方法について

事業者は、利用者の病状の急変など緊急の事態が発生した場合は、医師やご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

8. 事故発生時の対応について

事業者は、サービスの提供に際して事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族等に連絡を行うと共に、その他適切な処置を迅速に行います。

9. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者兼主任介護支援専門員 廣岡 誠二

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：45

○電話番号 0885-42-3966

(2) 行政機関その他苦情受付機関

勝浦町役場 介護保険担当課	所在地 〒771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 電話番号 0885-42-1502 受付時間 9：00～17：00
国民健康保険 団体連合会	所在地 〒771-0135 徳島市川内町平石字若松78-1 苦情受付専用ダイヤル088-665-7205 受付時間 9：00～17：00
その他	所在地 電話番号 受付時間

10. 個人情報について（契約書第12条参照）

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することがあります。

①使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅介護サービス計画に基づき、指定居宅介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

②使用にあたっての条件

個人情報の提供は、①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

③個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

使用する期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日（要介護認定の有効期間満了日）

（但し、契約書第2条の規定に基づき、自動更新された場合は、更新後の期間とします。）

個人情報の使用について  同意します ・  同意しません

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

オレンジ荘在宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所 氏名

利用者住所 氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、契約終了の翌日を起算日として5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 利用者の要介護認定区分が、要支援1または要支援2となった場合
- ④ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ⑤ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合

④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や職員へのセクハラ行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

特定事業所加算

算定要件		加算 (Ⅰ) (519 単位)	加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (Ⅲ) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○			
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			○ (連携でも可)
⑤	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×		
⑥	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○			○ (連携でも可)
⑦	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○			
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病疾患患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
⑨	居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○			
⑩	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は50名未満)であること	○			
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○			○ (連携でも可)
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○			○ (連携でも可)
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

別紙 2

次の期間における当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

該当期間(令和6年9月～令和7年2月)

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	11.4%
通所介護	29.3%
地域密着型通所介護	13.7%
福祉用具貸与	55.0%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	特別養護老人ホーム 喜楽苑 73.3%	末広ヘルパーステーション 5.7%	ホームヘルパーステーション あさがお 5.7%
通所介護	デイサービスセンター 清流苑 90.7%	光の園デイサービスセンター 5.2%	青葉荘デイサービスセンター 4.1%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター オレンジ荘 100%	なし	なし
福祉用具貸与	ケアサービスアサヒ 徳島南支店 30.4%	福祉用具貸与オアシス 20.5%	株式会社 大一器械 18.9%

判定機関

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）